

## 東京都小学校英語活動研究会 賛助会員規約

### 第1条（目的）

この規約は、東京都小学校英語活動研究会（都小英研）の会則に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定め、研究活動の推進に資することを目的とする。

### 第2条（入会資格）

本研究会の目的および事業を支援し賛助する法人または法人に準ずる団体とする。

### 第3条（入会申込）

本研究会会長への申込みの上、年会費を納入する。

### 第4条（賛助会費）

会費は年会費とし、1社10,000円とする（4月～翌年3月）。毎年度当初に納入するものとする。

### 第5条（賛助会員の資格期間）

- （1）入会申込後、年会費を納入した月より会員となる。資格継続は毎年度の会費の納入によって自動的に成立する。
- （2）会員は退会したとき、会員である法人が消滅したとき、会費の滞納が1年に及び、督促に事由なく応じないときは、会員資格を喪失する。

### 第6条（休会・退会）

会員が休会・退会するときは、その旨を記入した届けを会長に提出する。休会中および退会後は、会員としての特典（第7条）は受けられないものとする。

### 第7条（会員特典）

賛助会員は、以下の特典を受けることができる。

- （1）本研究会が主催する研修会・研究会・総会等に参加することができる。
- （2）本研究会が主催する研修会・研究会・総会等において、主催者・会場の了解を得た上で、会場における資料の配付、教材展示、プレゼンテーション等（開催場所によっては販売等）ができる。
- （3）本研究会の発行物・紀要等の配布を無償で受けることができる。また、発行物や会員名簿などに、出版物や研修会の広告を掲載することができる（料金は別途定める）。
- （4）本研究会の活動について、また、研修会・研究会・ワークショップ等におけるプログラムについて提案を行うことができる（例：教材を活用したワークショップなど）。
- （5）その他、研究会の目的に資する各種企画、出版等の提案を行うことができる。

### 第8条（その他）

賛助会員について、この規約に定めのない事項であって必要な事項は、都度、会長が定めるものとする。

\*平成23年5月制定